

令和3年度第3回

国民健康保険運営協議会

令和4年1月27日

東久留米市

令和3年度第3回国民健康保険運営協議会

令和4年1月27日午後1時30分開会

東久留米市役所本庁舎4階 庁議室ほか

議 題

(開 会)

(会議録署名委員の指名)

(議 題)

- (1) 諮問事項「国民健康保険税・税率等改定について」
- (2) 「令和3年度東久留米市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)(案)」
- (3) 「令和4年度東久留米市国民健康保険特別会計予算(案)」

(その他)

出席委員(8名)

会 長	古 井 祐 司	会長職務代理	齋 藤 昇 司
委 員	山 崎 紀 子	委 員	熊 野 雄 一
委 員	西 尾 龍 太	委 員	北 村 晃
委 員	中 島 春 江	委 員	西 村 より子
委 員	橋 豊 子	委 員	成 田 直 人

説明者(7名)

市 長	富 田 竜 馬	福祉保健部長	小 堀 高 広
福祉保健部 保険年金課長	中 谷 義 昭	市 民 部 納 税 課 長	保 木 本 健 一
福祉保健部 特定健診係長	城 市 智 輝	保 險 年 金 課 国民健康保険 係 長	大 木 隆 雅
保 險 年 金 課 主 査	伊 藤 貴 寛	保 險 年 金 課 国保年金資格 係 長	遠 藤 駿 介

◎開会及び開議の宣告

○会長 本日はお忙しい中、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。

これより、令和3年度第3回国民健康保険運営協議会を始めます。

初めに、本日の出席委員の確認ですが、本日は皆さんご出席でございます。国民健康保険運営協議会規則第7条に定める定足数に達しておりますので、会議は成立といたします。

市より、関係部課長及び担当係長が出席しております。

◎会議録署名委員の指名

○会長 それでは、本日の会議録署名委員をご指名いたします。

本日の署名委員は、熊野委員、成田委員、西村委員、お三方にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願ひいたします。

◎議事進行の確認

○会長 本日の議題は、諮問事項として「国民健康保険税・税率等改定について」、そして、審議事項といたしまして「令和3年度東久留米市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案）」について、また「令和4年度東久留米市国民健康保険特別会計予算（案）」について、その他を予定しております。

本日もおおむね午後3時までに審議を終了したいと存じますので、ご協力をよろしくお願ひいたします。

◎傍聴者の確認

○会長 また、本日、傍聴の希望者はいらっしゃいますでしょうか。

○保険年金課長 傍聴者は今のところおりません。また、来られた際には傍聴を許可させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○会長 承知しました。よろしくお願ひいたします。

◎配付資料の確認

○会長 それでは、議題に入る前に、事務局より資料の確認をお願いします。

○保険年金課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。

まず、次第でございます。その次に、上に四角く囲ってございます「令和3年度第3回国民健康保険運営協議会・資料」という紙が1枚。続きまして、資料1といたしまして、大きく丸に案となっております「東久留米市国民健康保険運営協議会への諮問について（答申）」、続きまして、資料2といたしまして「令和3年度東久留米市国民健康保険特別会計補正予算（案）」、資料3といたしまして「令和4年度東久留米市国民健康保険特別会計予算（案）」、以上でございます。

不足等がございましたらおっしゃっていただければと思います。

○会長 ありがとうございます。

皆様、よろしいでしょうか。

◎諮問事項「国民健康保険税・税率等改定について」

○会長 それでは、議題1、諮問事項「国民健康保険税・税率等改定」になります。

前回の審議を踏まえまして、答申案が事務局より示されております。

説明をお願いいたします。

○福祉保健部長 それでは、私から答申案についてご審議をお願いしたく、ご説明させていただきます。

資料1をご覧ください。

前回の審議をいただきました内容を踏まえて、答申案とさせていただきます。

それでは、答申案を朗読させていただきます。

1ページめくっていただきまして、2の答申内容をご覧ください。

国民健康保険税・税率等改定について、次のとおりとする。

令和4年度東久留米市国民健康保険事業運営については、被保険者の高齢化の進展や医療技術の進歩等に伴う医療費の増加等により財源不足が生じることから、安定した制度運営を確保するため、原則、国民健康保険税・税率等の改定を実施することが必要と料する。

しかし、現段階でも新型コロナウイルス感染症患者の発生は一進一退を繰り返しており、いまだ終息の見込みが立たず、今後も予断を許さない状況を鑑みすることは、令和4年度の税率等改定においても不可避である。

一方で、このような特殊な状況下においても、厳しい財政状況であることに変わりはなく、その上で税率等改定を実施しない場合、本来独立採算を原則とする特別会計において、一般会計からの繰入金をもさらに増加させ、予定する事業等に影響を及ぼすこととなる。保健事業による医療費の適正化、収納率の向上対策の取組を実施していくとともに、一歩でも赤字繰入れの解消に向けた取組を進め、総合的な視点から検討する必要がある。

については、このような背景から、当協議会においては、別紙「令和4年度国民健康保険税・税率等」に示す改定案が妥当であると結論を得た。改定実施に当たっては、被保険者の負担に配慮しつつ、国民健康保険制度を皆で支えるための意識醸成が図られるよう、広報や窓口対応における説明に努められたい。

また、今後も急速な高齢化等による医療費のさらなる増加は必至であり、運営は困難が続くものと思われる。しかしながら、決算補填等目的の法定外一般繰入れの削減については、中・長期的な視点に立って、計画的かつ効率的に健全化に向けた取組を進めつつ、国民健康保険は医療保険制度の最後のとりでとして、将来にわたり制度を維持し、加入者の健康の保持・増進に寄与できるよう、国の動向も注視しながら、不断の努力を行い、財政運営の責任主体である東京都と共に安定的な制度運営に努めることを、切に望む次第である。

答申内容につきましては以上でございます。

続きまして、次のページの別紙「令和4年度国民健康保険税・税率等」をご覧ください。

括弧で改定と記載している部分が今回改定する部分になります。医療分、後期支援分、介護分の税率等を改定することになっております。

なお、課税限度額の見直しにつきましては、地方税法施行令の改正に則した見直しをさせていただくこととしております。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

以上で、事務局よりご説明いただきましたので、これより質疑に入りたいと思います。

ご質問あるいは異議のある方、挙手にてお願いいたします。

委員、お願いいたします。

○委員 答申内容につきましてはおおむね止むを得ないという感想を持っているんですが、ここで、国民皆保険ということで被用者保険のほうの状況もちょっと述べさせていただいて、認識等共有いただければというふうに思っているのですが、被用者保険のほうもコロナ禍、この影響で給与、賞与の伸びが厳しく、保険料収入が落ち込んでいる健康保険組合が多数ございます。

また、こういった中でも高齢者医療等への拠出金が年々増加傾向にありまして、非常に厳しい保険財政ということで組合運営が厳しくなっている。こういった中でも、健康保険組合、被用者保険もですが、国民皆保険を支えると、制度を維持していくということで、高齢者医療への拠出金を拠出しております。

私どもの健康保険組合のケースでありますと、令和3年度の後期高齢者支援金が既に納付しているのが約698億円、これが令和4年度ベースで今予算を組み立てておりますが、720億円と大幅にまた上がるということが見込まれて、非常に厳しい状況でございます。

こういった中でも、被用者保険から国民皆保険を支えるということで取り組んでおりますので、ぜひ国保においても、先ほどの答申にもございますように、厳しい中でも一定程度、赤字繰入れを若干抑えるために、これは税率改定やむなしというふうに思っておりますが、ぜひ中長期的に、計画的に健全化に向けた取組を引き続き緩めることなく進めていただきたいなという思いでおります。ぜひよろしくお願いたします。

以上です。

○会長 委員、ありがとうございます。

国民皆保険ですので、本当に皆さん方が少しずつ負担をされているということで、非常に大事な制度だと思います。ありがとうございます。

そのほかにご質問など、ご意見ございますでしょうか。

追加で、事務局より何かコメントございますでしょうか。

○保険年金課長 先日の運営協議会でご説明をさせていただきましたように、東京都が示す国民健康保険事業費納付金並びに新型コロナウイルス感染症に伴う経済状況等の影響を考慮しまして、また課税限度額の見直し、また未就学児分の均等割額の5割軽減の実施、こういうものが令和4年度に加味されております。

今後は被保険者の皆様に分かりやすくご理解いただけるよう努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

委員の皆様から、ほかにはございませんでしょうか。

前回非常にいろいろな視点から質問あるいはご意見を出していただきまして、本当にありがとうございます。一応今回事務局案として、先ほどご説明いただきましたが、おおむね理解ができる案なのかなということで、それでは、これで質疑のほうは終了とさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、このたびの事務局の説明のとおりご承認をいただけます方の挙手のほうをお願いいたします。

(挙手全員)

○会長 ありがとうございました。

それでは、挙手をいただきましたので、この案を承認したいと存じます。どうもありがとうございました。

事務局は、市長への答申の準備を進めていただくようお願いいたします。

なお、これから実施しますその他の議題の終了後に、市長には答申をしたいと存じます。よろしく願いいたします。

◎「令和3年度東久留米市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案）」

○会長 それでは、続きまして、議題2の審議事項「令和3年度東久留米市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案）」についてでございます。

こちらも説明を、事務局からお願いいたします。

○福祉保健部長 私からご説明を申し上げます。

議題の2「令和3年度東久留米市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案）」についてご説明をさせていただきます。

右上に資料2と記載がございます補正予算書のご用意をお願いいたします。

補正予算書の2ページをご覧ください。

本補正予算（案）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,099万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ119億4,712万5,000円とするものでございます。

初めに、歳出からご説明いたします。

14ページをご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、目1一般管理費は、職員に支給する期末手当を引き下げることに伴い、職員人件費を53万4,000円減額するものでございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、続けて6項結核・精神医療給付金は、執行状況による決算見込みが当初の見込みを上回るため、療養給付費を1億円、療養費を1,000万円、結核・精神医療給付金を100万円増額するものでございます。

16ページをお開きください。

3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、目1一般被保険者医療給付費分、続いて2項後期高齢者支援金分、目1一般被保険者後期高齢者支援金等分、3項介護納付金分、目1介護納付金分は、いずれも財源更正でございます。これは本補正における歳入の補正に伴うものでございます。

18ページをお開きください。

4 款保健事業費、1 項保健事業費、目 1 保険衛生普及費は、歳入の補正に伴う財源更正でございます。
7 款諸支出金、1 項償還金及び還付金、目 2 償還金は、令和 2 年度の国庫支出金及び都支出金の清算に伴い、2,052 万 4,000 円を増額するものでございます。

内訳は、国に対するものが 255 万 9,000 円、都に対するものが 1,796 万 5,000 円となっております。

次に、歳入でございます。

恐れ入りますが、ページをお戻りいただきまして、10 ページをご覧ください。

1 款 1 項国民健康保険税、目 1 一般被保険者国民健康保険税は、新型コロナウイルス感染症に関連し、収入が減少した世帯を対象に税の減免を行ったことに伴い、2,114 万円を減額するものでございます。

内訳でございますが、医療給付費分が 1,322 万 4,000 円、後期高齢者支援金分が 504 万 1,000 円、介護納付金分が 287 万 5,000 円となっております。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、目 1 国民健康保険災害臨時特例補助金は、1,299 万 5,000 円を増額でございます。これは、東日本大震災により被災した被保険者に係る国民健康保険税の減免及び一部負担金の免除について交付決定があったことから 31 万 1,000 円を増額し、新型コロナウイルス感染症に関連し、収入が減少した世帯を対象に税の減免を行ったことに伴い、財政措置される見込みである 1,268 万 4,000 円を増額するものでございます。

目 2 社会保障・税番号制度システム整備費等補助金は、保険年金課で実施いたしております事務のうち、マイナンバーカード取得促進に係る取組について財政措置されるもので、54 万円を計上するものでございます。対象となった事務としましては、医療費通知、保険証の一斉更新時における同封パンフレットの作成、窓口におけるマイナンバーカードと保険証の連携補助となっております。

4 款都支出金、1 項都補助金、目 1 保険給付費等交付金は、1 億 2,810 万 2,000 円を増額でございます。これは、歳出でご説明しました保険給付費の増額に伴い、普通交付金を 1 億 1,100 万円増額するほか、特別交付金として、保険者努力支援分の交付決定に基づき 762 万 1,000 円、先ほどの税減免に係る財政措置のうち特別調整交付金分として措置されるものとして 948 万 1,000 円を増額するものでございます。

目 2 保険給付費補助金は、本年度の交付決定に伴い 766 万円を減額するものでございます。

12 ページをお開きください。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金は、本年度の交付申請等に基づく保険基盤安定繰入金の増額、歳出でご説明しました職員人件費の減額に伴う職員給与費等繰入金の減額、算定結果に基づく財政安定化支援事業繰入金の増額、本補正の財源調整としてその他一般会計繰入金を減額するもので、2,109 万 4,000 円の減額でございます。

2 項基金繰入金、目 1 国民健康保険事業運営基金繰入金は、歳出の償還金の補正に伴い、その財源として 2,052 万 4,000 円を増額するものでございます。

8 款諸収入、4 項目 5 雑入は、令和元年度に東京都へ納入した事業費納付金のうち、退職被保険者分が納入過多であったことから返還を受けるもので、1,872 万 3,000 円を増額でございます。

長くなりましたが、以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○会長 ありがとうございます。

今、事務局よりご説明いただきました。

国保ですと本当にいろいろな項目で行って返ってくる収支でやられていますので、本当に補正で丁寧

にこういうふうに帳尻を合わせていくが必要になるかと思えます。ありがとうございました。

何か委員の皆様方からご質問などございますでしょうか。

よろしく申し上げます。

○委員 保険給付費で1億円以上の増額となっているんですが、どういった理由で増加しているのでしょうか。

○会長 ありがとうございます。

では、事務局より申し上げます。

○保険年金課長 ご質問ありがとうございます。

まず、補正前の金額でございますが、これは当初の予算額となっております。この当初の予算額を編成する際には、令和2年度までの医療費の推計を基に積算をしておりますが、令和2年度につきましては新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が初めて発令されまして、多くの市民の方が外出を自粛されたと。特に整骨院などの受診控えが生じておりまして推計が困難な状況がございました。また、この間、被保険者数の減少に伴いまして、予算総額は減少しているものの、1人当たりの医療費というのは増加している傾向でございまして、令和3年度の予算は令和2年度予算より微減を見込んでございました。

このような背景がございましたが、今年度につきましては、令和元年度と同等の保険給付の状況と水準が戻ってきている、皆さん受診をされているという状況がございまして、増額補正を要することとなるということでございます。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

計画時点とやはり毎年上下のずれがあるのと、あと新型コロナの影響もあるかと思えます。

丁寧に説明ありがとうございます。

そのほかにご質疑ございますでしょうか。

事務局の皆さんから何か補足点、留意点ございますでしょうか。

○保険年金課長 特にございません。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

それでは、質疑がないようでしたら、お伺いしたいと思います。

このたびの事務局よりのご説明のとおりご承認いただけますでしょうか。ご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」と言う人あり)

○会長 ありがとうございます。

それでは、ご異議なしということで、これを認めたいと思います。ありがとうございました。

◎「令和4年度東久留米市国民健康保険特別会計予算(案)」

○会長 それでは、議題3に移ります。

「令和4年度東久留米市国民健康保険特別会計予算(案)」についてです。

こちら事務局より、まずご説明をお願いします。

○福祉保健部長 私からご説明させていただきます。

右上に資料3と記載がございます予算書をご用意お願いいたします。

予算書の2ページをお開きください。

本予算（案）は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ118億9,243万3,000円と定めるものでございます。前年度比3億6,703万7,000円の増、率にして3.2%の増となっております。

初めに、歳出からご説明いたします。

20ページをお開きください。

歳出の主なものでございます。

1款総務費は歳出の1.7%を占め、総務管理費、徴税費を合わせまして前年度比2,752万円、12.0%の減となっております。2年に一度の被保険者証の更新に係る費用の減や、システム使用料等の予算組替えに係る減などにより減額となるものでございます。

24ページをお開きください。

ここから31ページ上段までの2款保険給付費は歳出の66.2%を占め、1項療養諸費から7項傷病手当金までを合わせ、前年度比1億3,142万円、1.7%の増となっております。

24ページ上段、1項療養諸費、目1一般被保険者療養給付費は、直近実績からの推計により、前年度比1億円、1.5%の増となっております。

中段の目3一般被保険者療養費は、直近実績からの推計により、前年度比1,000万円、12.2%の増となっております。

26ページ上段をご覧ください。

2項高額療養費、目1一般被保険者高額療養費は、1人当たりの伸び率等を踏まえた結果、前年度比2,450万円、2.6%の増となっております。

28ページ上段をご覧ください。

4項目1出産育児一時金は、実績からの推計により、前年度比504万円、12.6%の減となっております。

下段の6項目1結核・精神医療給付金は、実績からの推計により、前年度比116万円、9.0%の増となっております。

30ページをお開きください。

7項目1傷病手当金は、実績からの推計により、前年度比205万1,000円、100.0%の増となっております。

中段から33ページにかけまして、3款国民健康保険事業費納付金は、国民健康保険の財政運営の責任主体である都道府県に対し納付するもので、歳出の30.6%を占め、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分を合わせて、前年度比2億6,905万8,000円、8.0%の増となっております。

32ページをお開きください。

4款保健事業費は、被保険者の健康の保持、増進のために行う事業に係る経費で、歳出の1.3%を占め、1項及び2項を合わせまして、前年度比618万1,000円、3.9%の減となっております。

34ページをお開きください。

2項特定健康診査等事業費は、特定健康診査や特定保健指導事業に係る費用で、前年度比510万8,000円、前年度比3.6%の減となっております。

続きまして、歳入の主なものについてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、ページをお戻りいただきまして、12ページをご覧ください。

1款国民健康保険税は歳入の19.7%を占め、前年度比6.9%の増となっております。

依然として被保険者数の減少と高齢化が続く状況でございますが、さきにご審議いただきましたとおり、現年課税分全体で約7,800万円の税率改定を実施することにより、前年度比1億5,046万円の増となっております。

14ページ中段をご覧ください。

4款都支出金、1項都補助金、目1保険給付費等交付金のうち普通交付金は、市が行う保険給付に必要な費用について都から交付されるもので、歳入の65.6%を占め、前年度比1.8%の増となっております。

また、特別交付金につきましては、保険者努力支援分、特別調整交付金分、都繰入金分、特定健康診査等負担金分で、財政状況や実施状況に応じ、財政調整として交付されるものでございます。

16ページをご覧ください。

6款繰入金は歳入の12.8%を占め、1項他会計繰入金、2項基金繰入金を合わせまして、前年度比8,660万1,000円、6.0%の増となっております。

1項他会計繰入金、目1一般会計繰入金のうち、17ページ上段の節3未就学児均等割保険税繰入金は、令和4年度より未就学児に係る均等割保険税を5割軽減することに伴い、国・都・市の負担分を繰り入れるため計上するものでございます。その他一般会計繰入金につきましては、457万1,000円減の6億2,597万6,000円となっております。

2項基金繰入金、目1国民健康保険事業運営基金繰入金は、前年度比7,000万円の増、1億円を計上しております。

その他につきましては、例年実施しております国民健康保険事業の運営に要する費用を計上しております。

説明が長くなりましたが、以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○会長 どうもありがとうございました。

以上で、事務局よりご説明いただきました。

これにつきまして質疑のある委員の皆様、挙手のほうをお願いいたします。

よろしく申し上げます。

○委員 30ページの傷病手当金ですけれども、これ前年度と比較して倍額になってはいますが、理由は何でしょうか。

○会長 お願いします、事務局より。

○保険年金課長 ご質問ありがとうございます。

こちらにつきましては、雇用契約で働かれていらっしゃる方が新型コロナウイルス感染症に感染してしまい、それに伴い労働ができなくなった際に給付するものでございますが、令和3年度の実績では、現時点で約110万円を執行してございます。

こちらの手当金ですが、入院した場合も対象となりますが、今年度、入院での申請実績が生じてございます。これらの実績を加味いたしまして、長く無収入となった方へ早急に給付する必要性もございすことから予算額を確保しておくという必要がございます。このため前年度比で倍増しているというところでございます。

以上でございます。

○会長 どうぞ。

○委員 備えるという意味で、令和3年度の当初から新型コロナの感染者がどんどん増えていっていったので、そういった心配があるのであれば、令和3年度予算の段階で見込みをしておく必要があったのではないのでしょうか。

○会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○保険年金課長 ご質問ありがとうございます。

ご指摘のとおり、備えるという意味では、令和3年度から見込むことも考えられるところでございます。

このたびの増減についてでございますが、この傷病手当金の制度は令和2年度に創設をされておりまして、対象となる方の給与を基に支給額が変わってくる、変動するということから、令和2年度、令和3年度の予算の見込みが大変難しい、困難だったという状況でございます。

また、被保険者からの請求は2年間まで請求できる、2年間の時効というものがございます。今回計上してございますのは、潜在的な案件の把握は困難でございますが、令和2年度、令和3年度に対象となられる方でまだ申請されていないというような方の部分も想定してございますことから、大きな増加率となっているというところでございます。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

どうぞ、お願いします。

○委員 34ページの特定健康診査等事業費なんですけれども、500万円ほど減額になっています。要因は何だったのでしょうか。500万円減額になっているという。

○会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○特定健診係長 今回のその理由ですが、令和3年度では特定健康診査の実施者数を9,900人と見込んでおりましたが、実績を踏まえ、令和4年度には9,500人としたところが大きいと考えられます。その原因ですが、やはりコロナの影響が多いように思われます。

一般に受診率として公にされている法定報告値と比較していくと、令和元年度は51.0%でしたが、一方、令和2年度には47.0%と大きく4ポイントも落ちております。令和元年度まではここ数年ほぼ50%台をキープしていたことから、コロナ禍が受診率への影響を大きく及ぼしていると言えると思います。

令和3年度においてはまだ健診実施期間中でもございますが、令和2年度では実施しなかった健診の受診勧奨を実施しまして受診率向上に努めております。

健診の受診はコロナ禍においても不要不急には当たらないとされており、被保険者の健康の観点からも引き続き受診率の向上に努めてまいります。

以上でございます

○会長 ありがとうございます。

そのほかにもございますでしょうか。

本年度から委員になっていただいた皆さんもたくさんいる中で、この資料の4ページ目のところとか、この歳出合計というのは大体118億円というふうになっております。東久留米市は人口が大体今11万人ぐらいでしょうか。その中で国保の被保険者の方というのが2割程度、2万数千人です。なので、10万人超の都市ですと大体100億円超の予算規模がかかっているというのを大体頭に入れていただけないなと思います。

また、3ページ目の歳入の内訳を見ると、一番大きいのがこの4番目の都からの支出金です。これは国民健康保険制度をいろいろなところから支えているという、これが80億円になっていまして、皆さん方の国保の被保険者自身の保険税というのが一番上の23億円超になっています。そして、3番目に多いのがこの6番目の繰入金です。これは前回随分ご議論いただきましたが、一般会計からの繰入金等と、こういう構造になっています。

一方で、5ページ目を見ていただくと、歳出のほう、この110億円という歳出の内訳を見ると、2番目の保険給付費、いわゆる医療費と言われているのが70億円台です。それから、3番目の納付金、これは都から支出いただく代わりに国保も逆に納付しているんですが、これが30億円台になってと、こういうような予算の設計となっています。

ですので、国保のこの運営協議会では、被保険者の皆さんの理解はもちろん大事ですし、こういったように社会の本当にいろいろなところと連携をしながら国保制度が運営されているということを理解しながら、我々も被保険者の皆さん、皆さん方リーダーの方ですので、東久留米市の中でこういったことの理解を進めていただけないのではないかなと思っています。

また、前回お話ししたように、この5ページ目の下の4番、保健事業費というのが1億5,000万円あるわけなんですけど、本当に微々たる、全体の110億円の中の1億5,000万円なんですけれども、これによって、いわゆるかかりつけ医を持って保健指導、あるいは健診を受けてと。これも評価されてインセンティブを頂いているというふうになりますので、率にすれば本当に小さな額なんですけど、こういうものをうまく活用して、なるべく地元のかかりつけ医でずっと健康管理できるといいなという構造だと思います。

ありがとうございます。

ほかに質疑ございませんでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、またこの件につきまして、皆様にお伺いいたします。

このたびの事務局のご説明のとおりご承認いただきたいと存じますが、異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と言う人あり)

○会長 ありがとうございます。

それでは、異議なしと認め、承認することといたしたいと思っております。

◎その他

○会長 次に、議題、その他に移りますが、事務局から何かございますでしょうか。

お願いいたします。

○委員 すみません、ちょっとここで聞いていいかどうか分からないんですけども、来年度からたしか不妊治療が保険適用になるということで、予算の上では、どのような対応をされるのか教えてほしい。それはどこに入るのかなと思って。その予算というか。

○会長 ありがとうございます。

それでは、事務局のほうよりコメント、もしできればお願いします。

○国民健康保険係長

今ご質問いただいた保険適用がされて不妊治療が受けられるといったところでございますけれども、基本的には保険適用の診療というものは、今現物給付と言われるものが主になっておりまして、こちらの当初予算書で見ていただきますと、24ページの一番上の目1 一般被保険者療養給付費、こちらの科目の中から支出されることとなります。

不妊治療にかかわらずなんですけれども、例えば、保険証をお忘れになって医療機関で10割分を一度負担されて、後ほど償還払いという形で保険者に請求する場合においては、こちらの目3の一般被保険者療養費、こちらの科目からの支出というふうになってきます。

不妊治療に関する部分なんですけれども、対象となる部分といったところと、あとならないところというのがありまして、ならない部分であっても何らかの公費負担が出る可能性があるという状況でございますので、全ての不妊治療が全てこの保険給付費から出るといったわけではない状況になってございます。

以上でございます。

○会長 どうもありがとうございました。

そのほかに何かございますでしょうか。

ありがとうございます。

◎答申

それでは、本日最後になりますが、答申のほうに移りたいと思いますので、市長にお願いいたします。

それでは、市長へ答申書をご提出いたします。着座にて答申書を読み上げさせていただきます。

令和4年1月27日。

東久留米市長富田竜馬殿。

東久留米市国民健康保険運営協議会会長古井祐司。

東久留米市国民健康保険運営協議会への諮問について（答申）

令和4年1月20日付3東久福保発第1833号をもって諮問があったことについて、国民健康保険運営協議会において慎重に審議した結果、次のとおり答申する。

1. 諮問事項

(1) 国民健康保険税・税率等改定について

2. 答申内容

(1) 国民健康保険税・税率等改定について、次のとおりとする。

令和4年度東久留米市国民健康保険事業運営については、被保険者の高齢化の進展や医療技術の進歩等に伴う医療費の増加等により財源不足が生じることから、安定した制度運営を確保するため、原則、国民健康保険税・税率等の改定を実施することが必要と思料する。

しかし、現段階でも、新型コロナウイルス感染症患者の発生は一進一退を繰り返しており、いまだ終息の見込みが立たず、今後も予断を許さない状況を鑑みすることは、令和4年度の税率等改定においても不可避である。

一方で、このような特殊な状況下においても、厳しい財政状況であることに変わりはなく、その上で税率等改定を実施しない場合、本来独立採算を原則とする特別会計において、一般会計からの繰入金をさらに増加させ、予定する事業等に影響を及ぼすこととなる。保健事業による医療費の適正化、収納率の向上対策の取組を実施していくとともに、一步でも赤字繰入れの解消に向けた取組を進め、総合的な視点から検討する必要がある。

については、このような背景から、当協議会においては、別紙「令和4年度国民健康保険税・税率等」に示す改定案が妥当であると結論を得た。改定実施に当たっては、被保険者の負担に配慮しつつ、国民健康保険制度を皆で支えるための意識醸成が図られるよう、広報や窓口対応における説明に努められたい。

また、今後も急速な高齢化等による医療費のさらなる増加は必至であり、運営は困難が続くものと思われる。しかしながら、決算補填等目的の法定外一般繰入れの削減については、中・長期的な視点に立って、計画的かつ効率的に健全化に向けた取組を進めつつ、国民健康保険は医療保険制度の最後のとりでとして、将来にわたり制度を維持し、加入者の健康の保持・増進に寄与できるよう、国の動向も注視しながら、不断の努力を行い、財政運営の責任主体である東京都と共に安定的な制度運営に努めることを、切に望む次第である。

以上でございます。

それでは、ただいまの答申を受けられまして、市長よりご挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いたします。

○市長 会長のお許しをいただきましたので、お礼の言葉を述べさせていただきます。

本日は令和3年度第3回国民健康保険運営協議会を開催させていただきましたところ、委員の皆様にはご多忙の中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

ただいま会長より、国民健康保険税・税率等改定につきましての答申を頂戴いたしました。委員の皆様方にはコロナ禍における大変難しい局面において、真摯かつ慎重なご審議をいただき、ご答申を頂きましたことに心から感謝を申し上げる次第でございます。頂戴いたしました答申につきましては、最大限尊重させていただきたいと考えております。

令和4年度は、引き続き新型コロナウイルスへの対応といった切実かつ重要な課題がありながらも、一方で、差し迫った団塊の世代の方々の後期高齢者への移行に伴う被保険者の減少などを克服可能とすべく、この社会保障制度を守り、持続可能とするために、今まで積み重ねてまいりました国民健康保険事業運営の健全化に向けた取組を止めることなく続けていく必要があるとの認識に立っております。

国の動向を注視しつつ、この運営協議会委員の皆様方のご意見を踏まえて、東久留米市としてより良い方向を見定め、実行してまいりたいと考えております。

引き続き、被保険者にとりまして一番身近な国民健康保険の事務を取り扱う窓口として、精いっぱい取り組んでまいる所存でございます。

委員の皆様方には、今後も本市の国民健康保険事業の健全な運営にお力添えを賜りたく、よろしくお願ひ申し上げます。

以上で、簡単でありますけれどもご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○会長 市長、ありがとうございました。

ただいま、市長への答申を無事に終えることができました。各委員の皆様方のご協力に改めて感謝申し上げます。

その他、事務局から何かございますでしょうか。

○保険年金課長 改めまして、答申のほうありがとうございました。今月20日、また本日までご議論いただきました内容を尊重いたしまして、最終的には3月に開催されます市議会にて関係条例を上程してまいります。その状況につきましては、今後、恐れ入りますが、ご連絡をいたしたいと思っております。

また、次回の国保運営協議会の開催は8月上旬を予定しております。お近くになりましたらまたご案内をさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○会長 ありがとうございました。

◎閉議及び閉会の宣告

○会長 ほかにございませんようでしたら、これをもちまして本日の審議を終了いたします。

それでは、これで令和3年度第3回国民健康保険運営協議会を閉会といたします。

皆さん、どうもありがとうございました。

(午後2時20分閉会)

以上の会議録に相違ないことを証し、署名する。

令和4年1月27日

会 長 古 井 祐 司

署名委員 熊 野 雄 一

署名委員 成 田 直 人

署名委員 西 村 より子